

# 船舶事故調査報告書

令和8年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）  
委員 上野 道 雄  
委員 高橋 明 子

|  |   |
|--|---|
| 事故種類   | 乗組員死亡   |
| 発生日時   | 不明（令和7年4月10日 早朝～20時40分頃の間）  |
| 発生場所   | 不明（秋田県潟上市西方沖）   |
| 事故の概要  | 漁船美穂丸の船長は、操業中、落水して溺死した。   |
| 事故調査の経過  | 令和7年4月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。<br>原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。  |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等<br>L×B×D、船質<br>機関、出力、進水 | 漁船 美穂丸、3.7トン<br>AT3-9690（漁船登録番号）、個人所有<br>10.43m (Lr) × 2.62m × 0.84m、FRP<br>ディーゼル機関、228.00kW、平成15年8月28日<br>第211-17268号（船舶検査済票の番号） |
| 乗組員等に関する情報   | 船長 67歳<br>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定<br>免許登録日 昭和62年7月16日<br>免許証交付日 令和3年9月8日<br>(令和9年7月15日まで有効)  |
| 死傷者等   | 死亡 1人（船長）   |
| 損傷   | なし  |
| 気象・海象  | 気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好<br>海象：海上 平穏、水温 約10.5℃   |
| 事故の経過  | 本船は、令和7年4月10日早朝に自宅を出た船長が1人で乗り組み、いいたこ縄漁を行う目的で、秋田県秋田市向浜-2m物揚場の係留場所を出航した。（写真1参照）   |



写真1 本船

船長の家族は、08時頃から定期的に船長の携帯電話に電話したが、応答がなかったことから、15時55分頃、船長が所属する漁業協同組合の担当者に連絡した。

漁業協同組合の担当者は、本船が帰港しない旨を18時55分頃に海上保安庁に赴いて通報するとともに、同組合の所属船で捜索を開始した。

海上保安庁は、巡視船艇及び固定翼航空機で、潟上市西方海域の捜索を行った。

本船は、20時40分頃、潟上市西方沖にある小型定置網に無人で漂着しているのが発見された。

本船は、漁業協同組合に所属する僚船船長の操船によって、11日13時00分頃に係留場所に入港した。

船長は、6月16日10時00分頃、潟上市出戸海水浴場付近を漂流しているところを、航行中の漁船によって発見された。

船長は、搬送された秋田市内の病院での司法解剖の結果、死因が溺死（推定）であり、死亡推定時刻が令和7年4月上旬頃と検案された。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

(1) いいだこ縄漁に関する情報

- ① いいだこ縄漁は、いいだこが貝殻の中に隠れようとする習性を利用し、貝殻又は貝殻に模して作られた「貝型漁具」を用いた伝統的な漁法である。
- ② 本船のいいだこ縄の仕掛けの揚収手順は、旗竿（高さ約2m）、旗（約35cm×約35cm）及びアンカーロープ（長さ約20m、直径約9mm）に繋がれた錨（重さ約10kg）を揚収した後、錨の他端に繋がれた長さ約200mの幹縄に取り付けた貝

型漁具（約150個）を水深約13mの海中から順次揚収して、最後に幹繩の片端に取り付けた錨及び旗竿を揚収するものである。（図1、写真2参照）

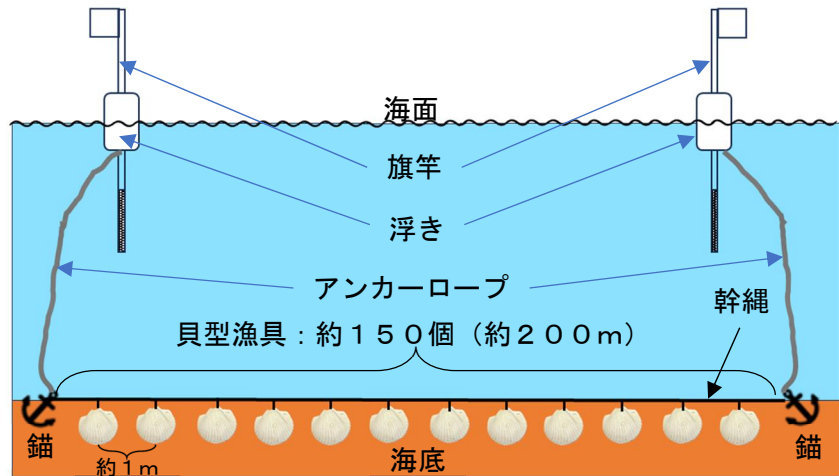


図1 いいだこ繩の仕掛け（概略図）



写真2 貝型漁具

(2) 本船に関する情報

- ① 本船は、発見された際、操舵室内のクラッチレバーは中立位置、スロットルレバーは停止位置で、主機がアイドリングの状態であった。
- ② 本船は、前部甲板左舷側にある揚網機付近の甲板から舷縁までの高さが約70cmで、本船発見時、揚網機が回転している状態であった。（写真3、4参照）



写真3 揚網機付近の状況



写真4 揚網機

③ 本船は、漁獲物及び揚収されたいいだこ縄漁の漁具等は船内にはなく、漁具は漁場に設置されていた状態で、船体外板に他船と衝突したような痕跡（損傷等）もなかった。また、固定はしご梯子及び縄梯子はなかった。

(3) 船長に関する情報

- ① 船長は、発見時、救命胴衣を着用していた。
- ② 船長の携帯電話が、操縦席右舷側の棚に置いてあった。
- ③ 船長は、9日に家族と話をした際、体調不良を訴えることはなく、ふだんと変わった様子はなかった。
- ④ 船長は、いいだこ縄漁の船長として約40年の経験があった。
- ⑤ 船長の体格は、身長約170cm、体重約85kgであった。

|   |  |
|---|--|
|   | <p>⑥ 船長は、ふだん、いいだこ縄漁の漁場に行く場合、06時00分頃に自宅を出て、06時30分頃に係留場所を出航していたが、本事故当時の目撃情報はなく、自宅を出た時刻及び出航時刻は不明であった。</p> <p>⑦ 船長は、ふだん、前日の朝方にいいだこ縄の仕掛けを秋田市西方沖の漁場に投入し、翌朝に揚収していた。</p> <p>⑧ 船長は、ふだん、会社に出勤する時間帯である08時30分から09時00分までの間には帰港していた。</p> <p>⑨ 漁業協同組合の担当者は、船長が旗竿を揚収しようとして、船縁から体を乗り出した際、バランスを崩して落水したのではないかと思った。</p>  |
| <p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与<br/>船体・機関等の関与<br/>気象・海象等の関与<br/>判明した事項の解析</p> | <p>不明<br/>不明<br/>なし</p> <p>船長の死因は、溺死（推定）であった。</p> <p>船長は、係留場所を出航した本船が20時40分頃に無人の状態で見失われ、濁上市西方沖にある小型定置網に漂着しているところを発見されていることから、この間において落水したものと考えられる。</p> <p>船長は、次に示す本船発見時の状況から、いいだこ縄の仕掛けを揚収しようとした際、体勢を崩して落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、客観的な情報も十分に得られなかったことから、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>(1) 本船には、他船と衝突したような痕跡がなかった。</p> <p>(2) 本船の操舵室内の主機等の状況は、いいだこ縄の仕掛けを揚収する際の状況である、クラッチレバーは中立位置、スロットルレバーは停止位置、主機はアイドリングの状態であった。</p> <p>(3) いいだこ縄の仕掛けを揚収する際に使用する、前部甲板左舷側にある揚網機が回転している状態であった。</p> <p>(4) 本船には、いいだこ縄の仕掛けは揚収されておらず、旗竿が海面に浮いたままであり、漁獲物はなかった。</p> <p>(5) 海上が平穏であっても、仕掛けた漁具の旗竿を揚収する際、船縁から体を乗り出し、無理な体勢で仕掛けた漁具を揚収しようとする、体勢を崩して落水する可能性があった。</p> |
| <p><b>原因</b></p>  | <p>本事故は、船長が、いいだこ縄の仕掛けを揚収しようとした際、落水したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>   |
| <p><b>再発防止策</b></p>   | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、船縁から体を乗り出し、仕掛けた漁具を揚収する際は、バランスを崩して落水する可能性がある</li> </ul>  |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>ので、無理な体勢で行わないよう十分に注意して落水防止に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、防水型携帯電話等を常に携帯し、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。</li><li>・ 小型船舶に1人で乗り組む船長は、落水時の復帰手段として固定梯子や縄梯子を船体に備えておくことが望ましい。</li></ul> |
|--|---|

付図1 事故発生場所概略図

